

臨床研究法第 18 条第 2 項の規定に基づく
特定臨床研究の実施状況にかかる
定期報告の取りまとめの概要

厚生労働省九州厚生局

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに提出があった定期報告総数：88件

(参考)

○臨床研究法（平成29年法律第16号） — 抜粋 —

（厚生労働大臣への定期報告）

第18条 特定臨床研究実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、特定臨床研究の実施状況について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、当該報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

○臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号） — 抜粋 —

（権限の委任）

第92条 法第36条第1項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第4号、第6号、第7号及び第13号から第15号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

（中略）

5 法第18条第1項及び第2項に規定する権限

（後略）